平成２８年（フ）第２６５号
福井市西開発１丁目1106番地１
債務者　齊藤　一幸
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
長野県小諸市甲1110番地１
債務者　小山　一人
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１号
長野県伊那市日影467番地５
債務者　高山　方子
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１５３７号
名古屋市北区中切町５丁目１番地　県営川中住宅３棟612号
債務者　ＫＩＭ　ＹＯＮＧＫＥＵＮこと　金　容根
１　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３２号
三重県津市久居相川町2533番地８
債務者　岡田　育子
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９２号
滋賀県近江八幡市縄手町中17番地、前住所滋賀県近江八幡市池田本町986番地54
債務者　ｍｍ－ｗｏｒｋｓこと　有本　正弘
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４９号
滋賀県長浜市八幡東町326番地４　エクセル103号室
債務者　池山　光子
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
鳥取県鳥取市田島537番地１　クロシェットマンション202号、旧住所鳥取県鳥取市天神町19番地　天神ビル２Ｆ
債務者　庄司　　貢
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６０号
鳥取県米子市尾高1035番地
債務者　長岡　梨絵
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第９３号
広島県三原市明神５丁目４番10号　秋山アパート２号
債務者　大井　基弘
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２７８号
愛媛県松山市持田町２丁目３番７号
債務者　石丸　光俊
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７９号
愛媛県松山市持田町２丁目３番７号
債務者　石丸　由子
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６４号
愛媛県松山市余戸中６丁目９番41号　デコール余戸203号
債務者　上瀧　祐子
１　決定年月日時　平成29年１月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９３号
宮崎市大塚町祝子前1798番地１　セゾンハイム207号
債務者　黒葛原ナナ
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７４号
宮崎県延岡市柚の木田町2424番地２　グリーンハイツ東海　203
債務者　奥野　春美
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２６９号
神戸市西区伊川谷町上脇972番地
債務者　上月　　充
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
神戸市西区池上１丁目９番地の４　ピースヒル池上301号
債務者　岡田賢太郎
１　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係